



平成30年9月27日

市会運営委員会委員長

清水富雄様

政策・総務・財政委員会

委員長 渋谷健

市長専決処分事項指定の件について

政策・総務・財政委員会の審査において、議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約について、簡易な契約変更議案は地方自治法第180条に基づく市長専決処分事項とすることについて協議を行いました。

この件につきましては、執行機関に対する議会全体の権限に係る内容と考えられることから、市会運営委員会において協議・提案していただきたく、御検討をお願い申し上げます。

【政策・総務・財政委員会協議結果】

1 現状の課題等

- ・労務単価や資材単価の上昇に対応し、工事内容を変えずに単価だけを入れ替える、インフレスライド等による簡易な契約変更がふえている。
- ・契約の変更議決を経るまでは変更内容に関する工事を行えないことから、作業工程に大きな影響を及ぼすことがある。
- ・悪天候が続いて工事ができない期間や関連工事が何らかの理由で遅れてしまうなど、当初は想定できず、事業者側の責任ではない事由で期限を延ばさざるを得ないことがある。

2 市長専決処分事項追加案

工事又は製造の請負契約にかかる契約変更の取り扱いにおいて、市長専決処分事項に追加したい項目

- (1) 契約金額の1割以内の範囲の変更で、変更金額は6億円未満
- (2) 天候その他やむを得ない事由による期限の変更